

平成21年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

提出用

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合に使用します。
○ この明細書の書き方については、控除の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

一面

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住所: 郵便番号, 電話番号, フリガナ, 氏名

フリガナ, 氏名

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日, 再び居住の用に供した家屋の所在地, 居住の用に供していない期間の家屋の用途

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

Table with columns for acquisition date, price, and area.

3 増改築等をした部分に係る事項

Table with columns for start date and cost.

※ ①の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 控除証明書の要否

平成22年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

5 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

※ 三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

Form for calculation of special allowance, including numbered options and a final amount field.

※ ⑭の金額を申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に転記します。

整理欄: 入力, 複写, 住民

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

平成20年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

提出用

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合に使用します。
○ この明細書の書き方については、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

一面

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住所: 郵便番号, 電話番号, フリガナ, 氏名

フリガナ, 氏名

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日, 再び居住の用に供した家屋の所在地, 居住の用に供していない期間の家屋の用途

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

Table with columns for acquisition date, price, and area.

3 増改築等をした部分に係る事項

Table with columns for start date and cost.

※ ①の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 控除証明書の要否

平成21年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

5 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

※ 【計算欄】の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

Form for calculation of special allowance, including numbered options and a final amount field.

※ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

平成21年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書

○ この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の額を計算するために使用します。
○ この明細書の書き方については、控用の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書の書き方を参照してください。

○ この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の額を計算するために使用します。
○ この明細書の書き方については、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書の書き方を参照してください。

Table with 5 columns: 取得対価の額等, 家屋, 土地等, 合計, 増改築等. Rows include acquisition value, shared ownership, and your share of acquisition value.

Table with 5 columns: 取得対価の額等, 家屋, 土地等, 合計, 増改築等. Rows include acquisition value, shared ownership, and your share of acquisition value.

Table with 5 columns: 住宅借入金等の年末残高, 住宅のみ, 土地等のみ, 住宅及び土地等, 増改築等. Rows include mortgage balance, interest rate, and total balance.

Table with 5 columns: 住宅借入金等の年末残高, 住宅のみ, 土地等のみ, 住宅及び土地等, 増改築等. Rows include mortgage balance, interest rate, and total balance.

※ ⑦欄の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次により計算した金額と⑥のいずれか少ない方の金額を書きます。

※ ⑦欄の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次により計算した金額と⑥のいずれか少ない方の金額を書きます。

Form for special provisions including age, disability, and care status. Includes a table for renovation costs (断熱改修工事, 特定断熱改修工事, etc.).

Form for special provisions including age, disability, and care status. Includes a table for renovation costs (断熱改修工事, 特定断熱改修工事, etc.).

※ ⑬の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ⑬の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

二面

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

二面

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○ 平成21年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)

次の該当する算式のうち、いずれかの算式により計算します。

提出用

氏名

番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	円
住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 二面の⑩の金額を転記します。				⑩
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から5のいずれかを選択する場合があります。)	平成20年中に居住の用に供した場合	⑩ × 0.01 = ⑪	円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑩ × 0.01 = ⑪	円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑩ × 0.01 = ⑪	円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑩ × 0.01 = ⑪	円 00
		平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩ × 0.01 = ⑪	円 00
		平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑩ × 0.0075 = ⑪	円 00
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑩ × 0.006 = ⑪	円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑩ × 0.006 = ⑪	円 00
3	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	⑩の金額(最高1,000万円)………⑫() 二面の⑬の金額()×0.02+(⑫-⑬)× 0.01 =	⑬	円 00
4	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑩の金額(最高1,000万円)………⑫() 二面の⑬の金額()×0.02+(⑫-⑬)× 0.01 =	⑬	円 00
5	阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合	⑩が1,000万円以下のとき	⑩ × 0.02 = ⑪	円 00
		⑩が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき	⑩ × 0.01 + 10万円 = ⑪	円 00
		⑩が2,000万円を超えるとき	⑩ × 0.005 + 20万円 = ⑪	円 00

※ ⑬の金額を一面の⑭欄に転記します。

三面

○ 三面

は 一面

と 一緒に提出してください。

連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

提出用

○ この明細書は、連帯債務に係る住宅借入金等がある場合に使用します。
○ 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署におたずねください。

三面

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		④(あなた)	⑤(共有者)	⑥(共有者)	⑦ 合計等
取 得 し た 土 地 等 資 産	家屋の取得対価の額(増改築等の費用の額) ①	/			円
	各共有者の共有持分 ②	—	—	—	
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等(①×②) ③	円	円	円	円
	土地等の取得対価の額 ④	/			円
	各共有者の共有持分 ⑤	—	—	—	
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額(④×⑤) ⑥	円	円	円	円
各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等(③+⑥) ⑦					円
取 得 し た 資 産 に 係 る 借 入 金 の 状 況	各共有者の自己資金負担額 ⑧				円 (④+⑤+⑥)
	各共有者の単独債務による当初借入金額 ⑨				円 (④+⑤+⑥)
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑩				円
	連帯債務による当初借入金額 ⑪				円
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑫				円

※1 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。)

※2 ①欄と④欄の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧欄及び⑨欄の⑬の金額と⑪欄の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額(⑦-⑧-⑨)	⑬(赤字のときは0)	円	⑭(赤字のときは0)	円	⑮(赤字のときは0)	円	
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合(⑬÷⑭)		%		%		%	100.00
※ 小数点以下第2位まで書きます。							
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高(⑫×⑬)		円		円		円	
各共有者の住宅借入金等の年末残高(⑩+⑮)							

※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署におたずねください。

※2 ⑬欄の割合及び⑭欄の金額を各共有者の二面の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」の⑯欄及び⑰欄に転記します。

平成21年分連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書
(再び居住の用に供した方用)

提出用

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署におたずねください。

四面

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		㉔(あなた)	㉕(共有者)	㉖(共有者)	㉗ 合計等						
取得した資産	家屋の取得対価の額(増改築等の費用の額)	①	/			円					
	各共有者の共有持分	②				円	円	円			
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等(①×②)	③				円	円	円			
	土地等の取得対価の額	④				/			円		
	各共有者の共有持分	⑤							円	円	円
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額(④×⑤)	⑥							円	円	円
各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等(③+⑥)	⑦	/			円						
各共有者の自己資金負担額	⑧				/			円			
各共有者の単独債務による当初借入金額	⑨							/			円
当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑩	/									円
連帯債務による当初借入金額	⑪				/						円
当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	⑫							/			円

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

- ※1 ㉔欄及び㉕欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。)
- ※2 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧及び⑨の⑩の金額と⑪の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
 - ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額(⑦-⑧-⑨)	⑬(赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合(⑬+⑭)	⑭	%	%	%	100.00	
※ 小数点以下第2位まで書きます。						
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高(⑫×⑬)	⑮	円	円	円	/	
各共有者の住宅借入金等の年末残高(⑩+⑮)	⑯	/				

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署におたずねください。
- ※2 ⑬の割合及び⑯の金額を各共有者の二面の⑤欄及び⑥欄に転記します。

【計算欄】(次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。)

居住の用に供した日等	算式等	⑰(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)
住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 二面の㉔欄の金額を転記します。	⑩	円
1 (2から4のいずれかを選択する場を除外します。)	平成19年中に居住の用に供した場合	⑩×0.01 = (最高25万円) 円 00
	平成18年中に居住の用に供した場合	⑩×0.01 = (最高30万円) 円 00
	平成17年中に居住の用に供した場合	⑩×0.01 = (最高40万円) 円 00
	平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩×0.01 = (最高50万円) 円 00
	平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑩×0.0075 = (最高37万5千円) 円 00
	2 住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成19年中に居住の用に供した場合
3 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から同年12月31日までに居住の用に供した場合	⑩欄の金額(最高1,000万円)………⑱() (最高12万円) 円 00
	二面の⑮欄の金額()×0.02+(⑱-⑮)×0.01 =	
4 阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合	⑩が1,000万円以下のとき	⑩×0.02 = 円 00
	⑩が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき	⑩×0.01+10万円 = 円 00
	⑩が2,000万円を超えるとき	⑩×0.005+20万円 = (最高35万円) 円 00

- ※ ⑱欄の金額を一面の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」の「5(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の⑲欄に転記します。

改 正 後	改 正 前
<p>平成 21 年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）の書き方</p> <p>○（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）は、まず、1、2、3及び4の該当する欄を書き、次に5により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算します。</p> <p>1 「（再び居住の用に供したことに係る事項）」欄 所定の欄に該当する事項を書いてください。 なお、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。</p> <p>2 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。 また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。</p> <p>3 「5（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額」欄 三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算し、⑩欄に転記します。</p> <p>4 申告書への転記等 ⑩の金額を申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に転記します。 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等（例：平成 19 年 4 月 13 日居住開始）を書きます。</p> <p>○ この控除を受ける場合には、①住民票の写し及び②金融機関等から交付を受けた「証明書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。</p> <p>○ 再び居住の用に供した場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受けられる方へ」を読んでください。</p> <p>○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。</p>	<p>平成 20 年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）の書き方</p> <p>○（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）は、まず、1、2、3及び4の該当する欄を書き、次に5により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算します。</p> <p>1 「（再び居住の用に供したことに係る事項）」欄 所定の欄に該当する事項を書いてください。 なお、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。</p> <p>2 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。 また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合にのみ、その先行取得の日を書いてください。</p> <p>3 「5（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額」欄 (1) 【計算欄】の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。 【計算欄】の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑩」欄は、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。）。 (注)（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限ります。）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。 $\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$ なお、次のいずれかに該当する場合には、それぞれの計算明細書により計算した住宅借入金等の年末残高の合計額を【計算欄】の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑩」に転記します。 ① 家屋の新築等をして、平成11年1月1日から平成19年12月31日までの間に居住の用に供した方や、家屋の増改築等をして、その増改築等をした部分を平成11年1月1日から平成19年12月31日までの間に居住の用に供した方で、次に該当する方は、二面の「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を使用します。 ○ 家屋の新築等に係る住宅借入金等の年末残高の合計額がその家屋の新築工事の請負代金又はその家屋の購入の対価の額を超える場合 ○ 家屋の新築等及びその家屋の新築等とともにしたその家屋の敷地の購入に係る住宅借入金等で、次のいずれかに該当する場合 ・ 家屋とその家屋の敷地を一括して購入したときなどで、住宅借入金等の年末残高の合計額がその家屋の新築工事の請負代金又はその家屋の購入の対価の額とその敷地の購入の対価の額との合計額を超えるとき ・ 家屋の新築の日前にその家屋の敷地を先行して購入したときなどで、その家屋の敷地の購入に係る住宅借入金等の年末残高の合計額がその敷地の購入の対価の額を超えるとき ○ 増改築等に係る住宅借入金等の年末残高の合計額が、その増改築等に要した費用の額を超える場合 ○ 家屋の新築等に係る住宅借入金等で、店舗併用住宅のように、その家屋のうちに居住の用以外の用に供する部分がある場合 ○ 家屋の新築等及びその家屋の新築等とともにしたその家屋の敷地の購入に係る住宅借入金等で、店舗併用住宅のように、その家屋及び敷地のうちに居住の用以外の用に供する部分がある場合 ○ 店舗併用住宅に増改築等をした場合のように、増改築等をした部分のうちに居住の用以外の用に供する部分がある場合 ○ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,500万円（平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合は5,000万円、平成17年中に居住の用に供した場合は4,000万円、平成18年中に居住の用に供した場合は3,000万円）を超える場合 ○ 新築等をした家屋やその家屋とともに購入したその家屋の敷地又は増改築等をした家屋が共有となっている場合 ② 高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をして、平成19年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した方は、二面の「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を使用します。 ③ 連帯債務による住宅借入金等を有する方は、三面の「連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。 (2) 【計算欄】の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑩」欄は、「居住の用に供した日等」（当該家屋を最初に居住の用に供した年月日をいいます。）により区分し、該当する欄の算式により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算します。</p> <p>4 申告書への転記等 ⑩（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に転記します。 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等（例：平成 18 年 4 月 13 日居住開始）を書きます。</p> <p>○ この控除を受ける場合には、①住民票の写し及び②金融機関等から交付を受けた「証明書」を申告書に添付しなければなりません。</p> <p>○ 再び居住の用に供した場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受けられる方へ」を読んでください。</p> <p>○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>平成21年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書の書き方 (再び居住の用に供した方用)</p> <p>1 「2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄</p> <p>(1) ④欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。)</p> <p>なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。</p> $\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$ <p>また、㉔の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と㉕、㉖又は㉗の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。</p> <p>(2) ⑧欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。</p> <p>なお、㉔の⑧欄と㉕の⑧欄の割合又は㉕の⑧欄と㉖の⑧欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ㉔の面積は「㉔×㉕の⑧」又は「㉔×㉖の⑧」とし、㉕の⑧欄は、それぞれ㉕の⑧欄の割合又は㉖の⑧欄の割合を書いても差し支えありません。</p> <p>(3) ㉔の⑧欄の記入に当たっては、㉕の⑧欄と㉖の⑧欄の割合又は㉕の⑧欄と㉖の⑧欄の割合が同じ場合には、それぞれ㉕の⑧欄の割合又は㉖の⑧欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、㉔の⑨欄に次のiの金額とiiの金額の合計額を書きます。</p> $i \text{ ㉔の⑦欄の金額 (円) } \times \frac{\text{㉕の⑧欄又は㉖の⑧欄の金額 (円) }}{\text{㉕の⑧欄の金額 (円) }} \times \frac{\text{㉕の⑧欄又は㉖の⑧欄の割合 (\%) }}{\text{㉕の⑧欄の割合 (\%) }} = (\text{ 円})$ $ii \text{ ㉔の⑦欄の金額 (円) } \times \frac{\text{㉕の⑧欄の金額 (円) }}{\text{㉕の⑧欄の金額 (円) }} \times \text{㉖の⑧欄の割合 (\%)} = (\text{ 円})$ <p>(4) ㉔欄は、次のiからviiに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。</p> <p>i 平成20年中に居住の用に供した場合(viの場合を除きます。)…2,000万円</p> <p>ii 平成19年中に居住の用に供した場合(viの場合を除きます。)…2,500万円</p> <p>iii 平成18年中に居住の用に供した場合…3,000万円</p> <p>iv 平成17年中に居住の用に供した場合…4,000万円</p> <p>v 平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合…5,000万円</p> <p>vi 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合…1,000万円</p> <p>vii 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した場合…3,000万円</p> <p>2 「3 特定の増改築等に係る事項」欄</p> <p>(1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「①高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等の費用の額」の金額を書きます。</p> <p>(2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「②交付等を受ける補助金等の合計額」欄には、地方公共団体から交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額の合計額を書きます。</p> <p>(3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「③断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます。</p> <p>(4) 「④特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます。</p> <p>3 三面への転記</p> <p>㉔の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉔」欄に転記します。</p> <p>高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した方は、㉔の金額及び㉕の金額を三面の「3 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」又は「4 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」の算式の該当する欄に転記します。</p>	<p>(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書の書き方</p> <p>1 「2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄</p> <p>(1) ④欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。)</p> <p>なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。</p> $\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$ <p>また、㉔の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と㉕、㉖又は㉗の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。</p> <p>(2) ⑧欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。</p> <p>なお、㉔の⑧欄と㉕の⑧欄の割合又は㉕の⑧欄と㉖の⑧欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ㉔の面積は「㉔×㉕の⑧」又は「㉔×㉖の⑧」とし、㉕の⑧欄は、それぞれ㉕の⑧欄の割合又は㉖の⑧欄の割合を書いても差し支えありません。</p> <p>(3) ㉔の⑧欄の記入に当たっては、㉕の⑧欄と㉖の⑧欄の割合又は㉕の⑧欄と㉖の⑧欄の割合が同じ場合には、それぞれ㉕の⑧欄の割合又は㉖の⑧欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、㉔の⑨欄に次のiの金額とiiの金額の合計額を書きます。</p> $i \text{ ㉔の⑦欄の金額 (円) } \times \frac{\text{㉕の⑧欄又は㉖の⑧欄の金額 (円) }}{\text{㉕の⑧欄の金額 (円) }} \times \frac{\text{㉕の⑧欄又は㉖の⑧欄の割合 (\%) }}{\text{㉕の⑧欄の割合 (\%) }} = (\text{ 円})$ $ii \text{ ㉔の⑦欄の金額 (円) } \times \frac{\text{㉕の⑧欄の金額 (円) }}{\text{㉕の⑧欄の金額 (円) }} \times \text{㉖の⑧欄の割合 (\%)} = (\text{ 円})$ <p>(4) ㉔欄は、次のiからvに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。</p> <p>i 平成19年中に居住の用に供した場合…2,500万円</p> <p>ただし、特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合には、1,000万円</p> <p>ii 平成18年中に居住の用に供した場合…3,000万円</p> <p>iii 平成17年中に居住の用に供した場合…4,000万円</p> <p>iv 平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合…5,000万円</p> <p>v 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した場合…3,000万円</p> <p>2 「3 特定の増改築等に係る事項」欄</p> <p>高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。</p> <p>(1) 「①高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等の費用の額」の金額を書きます。</p> <p>(2) 「②交付等を受ける補助金等の合計額」欄には、地方公共団体から交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額の合計額を書きます。</p> <p>3 【計算欄】への転記</p> <p>㉔の金額を【計算欄】の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉔」に転記します。</p> <p>高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した方は、㉔の金額及び㉕の金額を【計算欄】の「3 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」の算式の該当する欄に転記します。</p>